「令和４年度第１回茅ヶ崎市就学指導委員会（午前の部）」

会議録

議題	令和４年度茅ヶ崎市就学指導委員会計画
日時	令和４年７月７日（木）　１０時３０分～１１時３０分
場所	茅ヶ崎市役所　分庁舎　会議室F
出席者氏名	【県立茅ケ崎養護学校教員】谷口　志保　　肥沼　守 【中央児童相談所職員】　小笠原　知子 【小学校長会の代表】　柴田　貴行 【中学校長会の代表】　髙橋　励 【特別支援学級の担当者】　太田　朝洋　　福田　沙織 畑野　香織　　松本　泰幸 【通級指導教室の担当者】　住友　大輔 【こども育成相談課職員】　塚田　かれん 【事務局】　力石　裕司　　山崎　将人 都築　梨恵
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０名
非公開の理由	

（会議の概要）

（進行　事務局）

１　開　会

（事務局）

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今より令和４年度第１回茅ヶ崎市就学指導委員会午前の部を開会いたします。お手元の資料の確認をお願いします。令和４年度第１回茅ヶ崎市就学指導委員会午前の部資料の冊子１部、過不足はございませんでしょうか。

２　茅ヶ崎市就学指導委員会委員の委嘱

（事務局）

冊子１ページの次第に沿って進行させていただきます。

それでは、令和４年度茅ヶ崎市就学指導委員会委員の委嘱を行います。なお、委員の委嘱期間は令和６年５月２３日まででございます。なお、朝倉委員、舟木委員、坂本委員は午後の部からの御参加となります。恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場に御起立いた

だきますようお願いいたします。それでは、委嘱状を竹内教育長よりお渡しいたします。

柴田　貴行　（しばた　たかゆき）　様
谷口　志保　（たにぐち　しほ）　様
肥沼　守　（こいぬま　まもる）　様
小笠原　知子（おがさわら　ともこ）　様
松本　泰幸　（まつもと　やすゆき）　様
髙橋　励　（たかはし　すすむ）　様
太田　朝洋　（おおた　ともひろ）　様
福田　沙織　（ふくだ　さおり）　様
畑野　香織　（はたの　かおり）　様
住友　大輔　（すみとも　だいすけ）　様
塚田　かれん（つかだ　かれん）　様

３ 挨　拶

（事務局）

続きまして、竹内教育長より御挨拶申し上げます。

（教育長）

本日は茅ヶ崎市就学指導委員会開催にあたり、お集まりいただきましてありがとうございます。

通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の各教室においては、様々な特性のあるお子様に対して、本人や保護者のニーズを把握し、児童･生徒がもてる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、適切な指導及び必要な支援が行われていることと思います。各学校におきましては、日々、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、限られた時間の中で、教員・ふれあい補助員・学校看護介助員等が協力し、工夫をしながら、最前線で児童・生徒の支援に取り組んでいただいているところです。

令和４年度鶴が台中学校と柳島小学校に特別支援学級を設置し、現在、市内小学校では１９校中１１校、市内中学校では１３校中８校、いずれも過半数の学校に特別支援学級が設置されております。また、全校設置に向け、令和５年度には、鶴が台小学校に特別支援学級を設置する予定です。

ここで、茅ヶ崎出身である切り絵作家の柳翔太郎さんを御紹介します。柳翔太郎さんは、第一中学校特別支援学級１年生の時に初めて切り絵を学び、その後、茅ケ崎養護学校高等部時代にコンクールに入選され、現在は切り絵作家として活躍されております。電車や建築物を題材に、多くの作品を創作されております。特別支援学級時代に出会った切り絵に係り、先生にかけられた

言葉がきっかけとなり、切り絵にのめり込み、切り絵作家となり、現在も御活躍されております。子どもたちの就学先での出会いが、人生に大きな影響を及ぼすこともあることを忘れてはならないと思います。

就学指導委員会は、幼児・児童･生徒一人一人にとって適切な指導及び必要な支援を受けることのできる場を選ぶための大事な審議会です。皆様の専門的な視点で客観的に判断していただき、就学先の選択のための判断材料を提供していただければと思います。

障がいのある幼児・児童・生徒の就学先の決定に際しては、保護者の意見聴取が義務づけられているため、就学指導委員会における調査・審議のプロセスの透明性を確保するとともに、就学相談において保護者の意見を丁寧に伺い、十分な情報提供を行うことが益々必要となっています。

保護者が、自分の子どもにとって「具体的にどのような支援が必要であるのか」ということを把握できますよう、御助言をよろしくお願いします。委員の皆様には、大変な御負担をおかけすることになると思いますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

4 委員紹介

（事務局）

続きまして、委員の御紹介です。冊子２ページをご覧ください。

記載されている名簿の順に従って、自己紹介をお願いいたします。

【自己紹介】

続きまして、事務局です。

学校教育指導課の力石でございます。

同じく事務局担当の山崎でございます。

同じく事務局担当の都築でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

5　茅ヶ崎市就学指導委員会規則について

（事務局）

冊子３ページから４ページを御覧ください。

茅ヶ崎市就学指導委員会規則について、内容を読み上げ、確認させていただきます。

茅ヶ崎市就学指導委員会規則

平成１９年６月２９日

教育委員会規則第１２号

第１条

この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号)に基づき設置された茅ヶ崎市就学指導委員会(以下「委員会」という)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条

委員会は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 18 条の２の規定に基づき、障害のある児童生徒等の就学につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申するものとする。

第３条

１　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）医師

（２）学識経験を有する者

（３）関係行政機関の職員

（４）市立の小学校及び中学校の校長及び教員

（５）市の職員で児童福祉に関する事務を担当するもの

２　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

第４条

１　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第５条

１　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（平 29 教委規則 2・一部改正）

第６条

委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第７条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第８条

委員会の庶務は、教育推進部学校教育指導課において処理する。（平 22 教委規則 3・一部改正）

第９条

この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

６　委員長、副委員長について

（事務局）

続きまして、令和４年度茅ヶ崎市就学指導委員会委員長、及び副委員長の選出でございます。

只今読み上げさせていただいた茅ヶ崎市就学指導委員会規則第４条に「委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める」とありますが、事務局の方で推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、委員長に小学校長会の代表の柴田校長先生を、副委員長に中学校長会の代表の髙橋校長先生を推薦させていただきたいと存じます。

皆様、いかがでしょうか。

（委員）

異議なし。

（事務局）

それでは、本年度の委員長は、緑が浜小学校 柴田　貴行 校長先生、副委員長は、赤羽根中学校　髙橋　励 校長先生に決まりました。どうぞよろしくお願いいたします。

柴田校長先生、髙橋校長先生、どうぞよろしくお願いいたします。前の方の席にお移りください。

７　委員長、副委員長挨拶

（事務局）

それでは、柴田委員長、御挨拶をお願いいたします。

（委員長）

委員長を務めさせていただきます緑が浜小学校、校長の柴田です。よろしくお願いします。

保護者は、不安の中、この就学指導委員会に参加していることと思います。私たちは、保護者、子どもたちの想いをしっかり受け止め、寄り添いながら、専門性と多角的な視野をもって客観的

に考えていかなければならないと思っています。委員の皆様のお力をお借りして、保護者、子どもたち、さらには教育関係者、諸関係者にとっても、信頼と安心感のある就学指導委員会にしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

（事務局）

どうもありがとうございました。続きまして、髙橋副委員長、御挨拶をお願いいたします。

（副委員長）

赤羽根中学校、校長の髙橋です。どうぞよろしくお願いいたします。私自身も学びながらというところもありますが、皆様のお力をいただきながら、より適正な判断ができるようにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

８　令和４年度茅ヶ崎市就学指導委員会についての諮問

（事務局）

続きまして、次第８「令和４年度茅ヶ崎市就学指導委員会についての諮問」を行います。それでは、竹内教育長、柴田委員長、よろしくお願いいたします。

（教育長）

障がいのある児童・生徒等の就学について諮問

このことについて、学校教育法施行令(昭和２８年政令第３４０号)第１８条の２の規定に基づき、障がいのある児童・生徒等の就学について審議し、その結果を答申いただきますようお願いします。

（委員長）

これを受けまして、本委員会では、茅ヶ崎市の児童・生徒一人一人にとって、適切な指導及び必要な支援を受けることができる就学先について、検討していきます。私たち委員が専門的な視点で客観的に判断し、児童・生徒にとってよりふさわしい就学先について、委員の皆様の御審議をお願いしたいと思います。

（事務局）

ここで竹内教育長は、業務重複のため退席させていただきます。

これより協議等を行います。協議等の司会進行は、柴田委員長に移行いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

９　協議等

（委員長）

それでは、次第９、協議等について、事務局で御用意いただきました議題に沿いまして、進めていきます。

（１）令和４年度茅ヶ崎市就学指導計画概要（案）について、事務局、お願いします。

（事務局）

令和４年度茅ヶ崎市就学指導計画概要（案）について御説明いたします。冊子５ページを御覧ください。

１の基本方針につきましては、６ページの「就学相談に対する基本的な考え方」（案）を御覧ください。基本的な考え方といたしまして、特別な配慮を必要とする児童・生徒の教育は、一人一人の将来の社会的自立、社会参加のための適切な教育を保障するものでなければならないと考えております。実際の就学相談にあたりましては、保護者と十分な話し合いを重ね、保護者の皆様が納得のいくものにしていきたいと考えております。そのために、対象の児童・生徒がどのような教育的支援を必要としているか、的確にとらえます。また、保護者がより適切な判断を行えるよう、専門的な立場から客観的な情報の提供や助言を行ってまいります。以上のことを考慮し、児童・生徒のライフステージを見通した相談を心がけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

２の委員名簿につきましては、２ページに記載のとおりでございます。

３の就学指導委員会の予定につきましては、本日を含めて８回を予定しております。委員の皆様には、大変お忙しい中、申し訳ございませんが、御協力のほどお願いいたします。

なお、昨年度の就学指導委員会の参加人数は１４７名です。就学指導調査書及び委員長判断による決裁を加えますと、１６１名の児童・生徒が就学指導委員会の審議を受けたことになります。開催１回あたりの参加人数については、原則として１６名以内にしたいと考えておりますが、状況によっては１６名を超える回も出てくるかもしれません。

４の就学相談に係る広報活動につきましては、昨年度に引き続き今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、児童発達支援センター及びこどもセンターにおける、保護者向け説明会を資料配付とし、関係機関及び保護者に広く周知を図りました。また、市内の小・中学校及び幼稚園・保育園・認定こども園、並びに児童発達支援センターに、７ページから１０ページの「就学相談のご案内」を送付し、各園を担当者が訪問しております。

以上でございます。

（委員長）

それでは、茅ヶ崎市就学相談計画概要（案）につきまして、御質問等はございますか。

それでは、５ページと６ページの（案）をお取りください。続きまして、（２）観察・判断の方法について、事務局、お願いします。

（事務局）

観察・判断の方法について御説明いたします。

審議を行う就学指導委員会については、各回とも１３時３０分より、茅ヶ崎市青少年会館３階教育研修室にて、全体打合せを行います。委員の皆様に、担当と保護者との面談を基に事務局が作成した就学相談の記録、就学指導を受ける幼児・児童・生徒の所属する園や児童発達支援センター、学校に記載していただいた就学指導調査書を御覧いただくとともに、特別支援相談員が園

や学校等で観察した幼児・児童・生徒の様子を付け加えて御説明いたします。なお、直接参加をする児童・生徒については、原則、就学相談記録及び調査書、心理検査の報告書の３点を資料とします。また、調査書の書式及び記入例等につきましては、２３ページから２８ページに記載しておりますので御確認ください。

１４時より、各部屋に分かれて、観察及び判断を行っていただきます。１１ページ、１２ページをご覧ください。１１ページは新就学、１２ページは既就学の観察・判断の方法を記載しておりますのでご確認ください。御担当については、記載のとおり割り振らせていただきました。なお、下線の引いてある方には、代表となっていただくようお願いします。

第１室及び第２室は、集団観察となります。冊子１３ページをご覧ください。

第１室では、６名程度の子どもを部屋に案内しますので、集団の中での子どもの様子を観察していただき、審議の際はＡ班・Ｂ班それぞれで話し合い、班としての判断してください。代表をお願いした委員の皆様に、自由遊び、集まりの時間、サーキットの流れで、活動を進めていただきます。時間は、観察と審議及び消毒作業で４０分間です。判断項目は、身体状況と社会性です。

第２室では、３名程度の子どもを部屋に案内しますので、適宜、個々の観察及び集団観察をしていただき、判断してください。時間は、観察と審議及び消毒作業で２０分間です。判断項目は、言語・文字・数字・微細運動・描画等の学習状況です。

第３室では、個別に医学的な見地から観察・判断をしていただきます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止による今後の情勢を鑑み、１４～１６ページに記したように、状況に応じた観察方法を考えております。日程及び参加幼児・児童・生徒の動きについては、小学校４年生までは、原則として、全ての部屋において観察を行います。３名ずつ４グループ、計１２名が参加人数の目安です。小学校５年生以上については、原則として第３室のみでの観察とし、各回４名程度の参加としますが、相談状況により大幅な増減があることを申し添えます。

１５時２５分まで、御担当の部屋で観察をしていただいた後、全体会が始まる１５時５０分までの間に、それぞれの部屋としての判断について確認してください。また、第１室と第２室においては、小学校５年生以上の観察を伴わない児童・生徒についても、就学指導調査書等を基に審議をしていただき、それぞれの部屋としての判断を行っていただきます。

１５時５０分からの全体会は、３階の教育研修室で行います。各部屋の代表の方に、判断及び判断理由を２点以内で報告していただき、その報告を基に全体で審議し、就学指導委員会としての判断を行います。また、現在、特別支援学級に在籍している小学校６年生の児童については、就学希望先が中学校の特別支援学級の場合は、原則、就学指導委員会における観察は行わず、就学相談記録と就学指導調査書を基に審議していただきます。

審議にあたっては、就学指導委員会の判断と保護者の希望が一致しない場合もございますので、子ども本人にとって、現在及び就学後にどのような支援が必要で、どのような支援が可能なのかということを含めて、一人一人の教育的ニーズを踏まえて審議してくださるようお願いいたします。また、通常の学級と判断した児童・生徒につきましては、個別の補助員をつけることが

できない状況であることを前提に、通級指導教室の必要性やどのような支援が必要で、どのような支援が可能であるかということを含めて審議してください。

皆様で審議された支援の在り方を、就学指導委員会終了後の保護者との相談や入学相談、就学後の特別支援教育担当との連携に生かしていきたいと思います。

なお、冊子１７ページから１９ページに、参考資料として、大まかな判断の目安について記しました。併せて、１９ページから２０ページに、それぞれの部屋での観察・判断の方法についての補足資料として、各部屋の教材・教具及び主なコメント例について掲載しております。委員の皆様の共通理解事項として、審議の参考にしていただきたいと思います。また、就学指導委員会の備品・消耗品で必要なものがございましたら、担当に御連絡くださるようお願いいたします。

（委員長）

それでは、観察・判断の方法について、何か御質問や御意見はございますか。

（３）その他について、事務局からお願いします。

（事務局）

その他といたしまして、３点お願いいたします。

１点目は、ただ今、配付いたしました文書の取扱いについて十分な御配慮をお願いいたします。

２点目は、事務連絡終了後、冊子１１ページ、１２ページにお示しした観察・判断の部屋ごとに分かれていただき、代表の方を中心に、御担当の委員の先生方の顔合せと、観察のポイント・手順・役割分担等の簡単な打合せをしてください。１１時３０分には打合せを終了し、午後の部の集合時間までを昼食及び移動時間としてください。

３点目です。午後の部は、青少年会館３階教育研修室に荷物を置いた後、１３時１０分に御担当の部屋にお集まりいただき、道具の確認と、実際の子どもの動きを想定した最終の打合せをしてください。その際、１３時３０分より３階教育研修室にお集まりください。

（委員長）

それでは、全体で御質問等ございましたらお願いいたします。

以上で協議を終わらせていただきます。進行を事務局の方に戻します。

（事務局）

柴田委員長の進行で、協議等が無事終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。

10 閉会挨拶

（事務局）

それでは、髙橋副委員長に、午前の部閉会の御挨拶をお願いいたします。

（副委員長）

午前の部がこれで終了となりますが、本日、午後より観察、審議が始まりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで午前の部を閉会とさせていただきます。

11　事務連絡

（課長）

一点事務連絡をさせていただきます。

本日の委員会の開催にあたりまして、皆様に対して委員の委嘱をさせていただいております。本来委員である皆様方には、「茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬が支給されることとなっております。しかしながら、教職員の方々につきましては、公務員の公務としてこの任にあたっていただいているということで、この報酬を辞退していただければと思っております。趣旨を御理解いただきました皆様におかれましては、誠に恐縮ですがこちらの報酬辞退届に、署名・捺印をされ御提出いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

（事務局）

長時間にわたり、御協議いただき、ありがとうございました。午後の部もよろしくお願いいたします。

委員長署名　　柴田　貴行

副委員長署名　　髙橋　励